

令和 5 年 1 月

お客さま 各位

備前日生信用金庫

「未利用口座管理手数料」適用対象口座の変更について

いつも当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫では、長期間ご利用のない口座のご利用再開の勧奨および口座の不正利用や売買など、預金口座を悪用するマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策として、一定期間ご利用のない口座に対して「未利用口座管理手数料」（年間 1,320 円）を適用しておりますが、本手数料の適用対象口座を令和 5 年 4 月 1 日より下記のとおり変更いたしますのでお知らせ申し上げます。

記

「未利用口座管理手数料」適用対象口座

現 在	令和 5 年 4 月 1 日以降
令和 3 年 4 月 1 日以降に開設された未利用口座管理手数料の対象となる口座	<u>すべての</u> 未利用口座管理手数料の対象となる 口座 (令和 3 年 3 月 3 1 日以前に開設された口座も含む)
対象預金種目 普通預金（総合口座も含む）	対象預金種目 普通預金（総合口座も含む） ※ 変更ありません

※ 令和 5 年 4 月 1 日以降は、口座開設した日付にかかわらず本手数料の対象となります。（ただし、以下の対象外となる口座を除きます）

※ 貯蓄預金は本手数料の対象外です。

1. 「未利用口座管理手数料」の対象となる口座

最終取引日から 2 年以上 決算利息以外のお預入れまたは払戻しが無い普通預金口座（総合口座も含まれます）

ただし以下の場合には、未利用口座管理手数料の対象外 となります。

- (1) 該当未利用口座の残高が 10,000 円以上である場合
- (2) 定期性預金および預かり資産（投資信託、保険、債券等）のお取引がある場合
- (3) お借入がある場合

※ 盗難、紛失などによりご利用が停止されている口座も未利用口座管理手数料の対象となりますのでご注意ください。

2. 未利用口座管理手数料に関するご留意点 年間1,320円（税込）

- (1)お客様の口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、取引状況をお知らせする文書を当金庫へお届けのご住所あてにご案内させていただきます。
- (2)ご案内を差し上げてから約3ヶ月以上経過後も該当口座に入出金等のお取引がない場合、未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
※ご案内を差し上げてから3か月以内に、該当口座を再度ご利用されるか、ご解約をされますと、未利用口座管理手数料はかかりません。
- (3)残高不足等により未利用口座管理手数料の引落しが不能となった場合、預金残高を未利用口座管理手数料の一部として充当し、該当口座を自動解約させていただきます。
なお、充当した未利用口座管理手数料の返却および解約口座の再利用には応じかねますので予めご了承ください。

3. 関連規定の改定

未利用口座管理手数料の適用対象口座の規定の変更に伴い、以下の規定を令和5年4月1日付で改定いたします。

- ①普通預金規定
- ②決済用普通預金（無利息型）規定

本手数料は、2年以上にわたりご利用のない普通預金口座を対象としたものです。

常日頃より入出金や口座振替等でお取引されているお客様の口座が本手数料の対象になることはありません。

長期間ご利用がない預金口座につきましては、ご確認のうえご利用の再開を願いますとともに、今後ご利用予定のない口座につきましては、金融犯罪等防止の観点から解約をご検討ください。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点等がございましたら、取引店までお問合せください。

以上